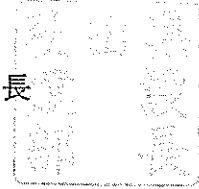


建 政 一 391
平成28年5月31日

建設業団体等の長 様

秋田県建設部長



特定建設業の許可及び主任技術者等の配置に関する基準の緩和に伴う
入札契約関係要綱等の改正について（通知）

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正により、平成28年6月1日から特定建設業の許可及び主任技術者等の配置に関する基準が緩和されることを踏まえ、別紙のとおり、県発注工事に係る入札契約関係要綱等を改正しましたので、お知らせします。

また、貴会の会員に対する周知について御協力くださるようお願いいたします。

（留意事項）

1 平成28年5月23日建政一344により通知したとおり、平成28年6月1日以降に入札公告等を行う工事から、主任技術者の専任配置を求める工事の下限を予定価格2,500万円から予定価格3,500万円（建築一式工事にあつては、予定価格5,000万円から予定価格7,000万円）に引き上げます。

本通知は、当該見直しに係るものを含め、県発注工事に係る入札契約関係要綱等の改正内容について周知するものです。

2 平成28年5月23日建政一344により通知したとおり、平成28年5月31日までに入札公告等を行った工事のうち、予定価格が2,500万円以上3,500万円未満であった工事（建築一式工事にあつては、予定価格が5,000万円以上7,000万円未満であったもの）については、既に専任で配置している主任技術者に関し、工期途中において、受注者から非専任への変更の協議の申し出があり、工事の継続性と品質確保等の観点から問題がないと認められる場合は、非専任への変更を認めることとします。

この場合における協議の申し出は書面（様式任意）によるものとし、その宛先は契約担当者としてください。

なお、当該工事の落札決定や契約締結については、当初配置予定技術者の専任配置が可能かどうかで審査等が行われ、工期開始時点では、当初配置予定技術者を専任の主任技術者として配置することになります。

担当：秋田県建設部
建設政策課 建設業班
電話：018-860-2425
FAX：018-860-3800

28.6.-
234

特定建設業の許可及び主任技術者等の配置に関する基準の緩和に伴う 県発注工事入札契約関係要綱等の改正について

1 改正理由

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正により、平成28年6月1日から特定建設業の許可及び主任技術者・監理技術者の配置に関する基準が緩和されるため、県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の入札参加要件等のうち当該基準に係るものを定めた「指名の基準に関する運用基準について」（平成6年3月30日監一1781）その他入札契約関係要綱等を改正する必要がある。

2 改正内容

(1) 県発注工事の入札参加要件等のうち特定建設業の許可及び主任技術者等の配置に関する基準を次の表のとおり改めることとする。

	工種	改正前	改正後
特定建設業の許可及び 監理技術者の配置を求 める工事	一般土木 工事他	請負対応額が8,000万円以上、又は 下請代金の総額が3,000万円以上	請負対応額が8,000万円以上、又は 下請代金の総額が4,000万円以上
	建築一式 工事	請負対応額が8,000万円以上、又は 下請代金の総額が4,500万円以上	請負対応額が8,000万円以上、又は 下請代金の総額が6,000万円以上
	主任技術者又は監理技 術者の専任配置(※)を 求める工事	一般土木 工事等	請負対応額又は請負代金の額が2,5 00万円以上
	建築一式 工事	請負対応額又は請負代金の額が5,0 00万円以上	請負対応額又は請負代金の額が7,0 00万円以上

※主任技術者の専任配置を求める基準の見直しについては、平成28年5月23日建政-344により通知済

(2) 特定建設業の許可及び主任技術者等の配置に関する基準の変更に伴い、「県が発注する工事における建設業法施行令第27条第2項の取扱いについて」（平成25年3月1日建政-2003）の全部を別添1のとおり改正することとする。

また、「指名の基準に関する運用基準について」（平成6年3月30日監一1781）、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日建管-2422）、入札参加にあたっての留意事項（平成6年3月30日監一1744）、工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準（平成8年3月27日監一1865）、監理技術者等の工事現場における専任配置等について（平成16年3月31日建管-3097）、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（平成23年3月28日建管-2214）及び建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日監一1640）の一部を別添2のとおり改正することとする。

3 施行期日等

- (1) 改正後の入札契約関係要綱等の規定のうち、入札参加要件に関する規定又は請負対応額に係る規定については平成28年6月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う県発注工事から適用し、その他の規定については同日以後の施工中の全ての県発注工事に適用することとする。
- (2) 平成28年5月31日までに入札公告等を行った工事のうち、予定価格が2,500万円以上3,500万円未満であった工事（建築一式工事にあつては、予定価格が5,000万円以上7,000万円未満であったもの）については、既に専任で配置している主任技術者に関し、工期途中において、受注者から非専任への変更の協議の申し出があり、工事の継続性と品質確保等の観点から問題がないと認められる場合は、非専任への変更を認めることとする。

なお、当該工事について平成28年6月1日以降に落札決定や契約締結をするときは、当初配置予定技術者の専任配置が可能かどうかで審査等を行い、工期開始時点では、当初配置予定技術者を専任の主任技術者として配置させることとする。

県が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項
の取扱いについて

第 1 県が発注する工事（以下「県工事」という。）における建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 27 条第 2 項の適用については、次のとおり取り扱うものとする。

1 令第 27 条第 2 項が適用される県工事の範囲

(1) 請負対応額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上 8,000 万円未満、かつ、下請総額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）未満と見込まれる県工事について、次表の区分に従い令第 27 条第 2 項による専任の主任技術者の兼務を認めるものとする。

【令第 27 条第 2 項による専任の主任技術者の兼務を認める工事の区分】

専任の主任技術者の兼務を認める工事	下欄①から④に該当しない工事
専任の主任技術者の兼務を認めない工事	<p>① 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事(低入札受注工事)</p> <p>② 秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成 2 年 3 月 23 日監一 2083)に基づく共同企業体が施工する工事(JV 施工工事)</p> <p>③ 「入札参加資格要件及び指名標準について」(平成 16 年 6 月 1 日建管一 711)に基づき主任技術者の専任配置を求める工事(鋼構造物塗装工事及び法面工事)</p> <p>④ 上記①から③以外で、工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事。 当該工事については、工事別発注概要書 A. 入札参加資格等の「その他の事項」欄に、「本工事の主任技術者については、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定を適用しません。(他工事への兼務は認めないものとします。)」と記載すること。</p>

(2) 請負対応額が 8,000 万円以上、又は下請総額が 4,000 万円(建築一式工事の場合は 6,000 万円)以上と見込まれる県工事については、監理技術者の専任配置を求めていることから、実際の下請総額にかかわらず、令第 27 条第 2 項による技術者の兼務は認めないものとする。

2 県工事と兼務を認める他工事の要件

(1) 令第 27 条第 2 項により県工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者が兼務することを認める他の工事（以下「他工事」という。）は次の①から③のいずれの要件にも該当する工事とする。

① 県が発注する他工事（他部局で発注する工事を含む。）、又は国、県内市町村が発注する公共工事

② 配置技術者の資格者要件が県工事と同一である工事(下表参照)

【参考】

		県工事	他工事	兼務の可否
配置技術者の資格者要件	例1	一級土木施工管理技士	一級土木施工管理技士	○
	例2	一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士	×(※)

(※) 例2の場合において、同一人が一級土木施工管理技士及び一級建築施工管理技士の両方の資格を保有する場合でも、兼務は認めないものとする。

③ 他工事が主任技術者の専任が必要とされる工事である場合は、当該他工事の発注者が県工事との主任技術者の兼務を認めている工事

3 令第27条第2項の適用に係る判断基準等

(1) 同一の主任技術者が兼務できる工事数

同一の主任技術者が兼務できる県工事と他工事は合わせて2件とする。

(2) 「工事現場の相互の間隔が10km程度」について

国通知において令第27条第2項の適用要件とされる「工事現場の相互の間隔が10km程度」とは、自動車で行き交える経路による工事現場相互の距離が10km程度とし、受注者又は入札参加者から提出される兼務に係る申請等に添付される経路図により適否を判断するものとする。

(3) 「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」等について

上記(2)と同様に適用要件とされる「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」及び「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例は次の①及び②のとおりとし、受注者又は入札参加者から提出される兼務に係る申請等の記載内容が著しく不合理でない場合は、原則としてこれらの要件に該当するものと判断する。

① 「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」の例

- ・ 工事現場相互の間隔が10km程度にある同種の土木工作物を対象とする工事(県道改築工事と市町村道舗装工事等)
- ・ 工事現場が隣接する土木工事(道路(橋梁)工事と河川改修工事等)
- ・ 同一敷地内にある建物の建築工事又は設備工事

② 「施工にあたり相互の調整を要する工事」の例

- ・ 工程調整や安全確保のための調整を要する工事等(相互に土量分配計画の調整を要する工事、工事道路の共有、資材の一括調達、同一の下請け業者の施工により相互に工程調整を要する工事等)

第2 県工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者を令第27条第2項により他の工事に兼務しようとする場合の手続きについては、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

1 施工中の県工事

- (1) 施工中の県工事に配置されている専任の主任技術者を他工事へ兼務させようとする受注者は、事前に様式1により専任の主任技術者の兼務に係る承認申請を発注公所に提出するものとする。
- (2) 申請を受けた発注公所は、第1に記載する基準等に従い、専任の主任技術者の兼務を承認するか否かを判断し、その結果を工事記録簿に記録するとともに、当該記録の写しを受注者に交付するものとする。
- (3) 上記(2)により専任の主任技術者の他工事との兼務を承認された受注者は、他工事への兼務が決定した時は、速やかに発注公所に報告するものとする。

2 入札参加予定の県工事

- (1) 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札の対象となる県工事（以下「入札対象工事」という。）に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加予定者は、「令第27条第2項により専任の主任技術者の兼務を認める県工事」であるか否かを入札執行公所に照会するものとする。
- (2) 上記(1)の照会のあった場合、当該入札執行公所は、令第27条第2項により専任の主任技術者の兼務を認める県工事であるか否かについて回答するものとする。
なお、兼務を認める工事であると回答した県工事においても、入札の結果、低入札価格調査を経て契約する場合は兼務を認めないものとする。
- (3) 他工事に配置している主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、別添記載例を参考に、入札参加資格確認申請書添付書類様式第3号「配置予定技術者の資格・工事経歴等」（以下「様式第3号」という。）中「2 配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に「建設業法施行令第27条第2項により兼務（詳細は別紙）」と記入し、様式2により作成した理由書を添付して提出するものとする。
- (4) 上記(2)において、他工事に配置している主任技術者が専任の主任技術者の場合は、入札参加者は、県工事に配置予定の専任の主任技術者とすることを事前に当該他工事の発注者から承認を得るものとする。
- (5) 同時期に入札中の他工事（県が発注する工事に限る。）に配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、様式第3号中「1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等の当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋田県発注工事がある場合の当該工事の名称、発注機関、開札予定日」欄に必要事項を記載のうえ、同「2 配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に上記(3)と同様に記載するものとする。この場合、「現在従事している建設工事の有無」欄には「無(入札中)」と記入するものとする。
- (6) 落札候補者が上記(3)又は(5)により様式第3号に県工事に配置予定の専任の主任技術者を他工事との兼務する旨の記載があった場合は、(地方)入札審

査会において、第1の判断基準等に従い、専任の主任技術者の兼務の認め得るか否を判断した上で、入札参加資格審査（配置技術者要件）を行うものとする。

また、上記(4)に該当する場合、入札執行公所は、当該落札候補者が他工事に専任で配置される技術者を県工事に兼務させることの承認を得ていることを当該他工事の発注者に確認のうえ落札決定を行うものとする。

- (7) 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者とした落札者は、当該技術者を入札対象工事に配置する場合、上記1に準じて発注公所に承認申請を行うものとする。

第3 その他

この取扱いで定めるもののほか、主任技術者の専任配置等に関する事項（主任技術者から監理技術者への変更等）については、「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」（平成16年3月31日建管-3097）によるものとする。

附 則（平成28年5月31日建政-391）

- 1 この取扱いは、平成28年6月1日以降に入札公告等を行う工事の契約から適用する。
- 2 平成28年5月31日以前に入札公告等を行った工事の契約については、なお従前の例による。

(様式1)

専任の主任技術者の兼務に係る承認申請について

年 月 日

発注者あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

	主任技術者の氏名	
施工中の工事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼務しようとする他工事	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者(担当課所)	
	発注者担当者(電話番号)	
2件の工事の関係	1	2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容:)
	2	2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容:)
	※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。	

1 2件の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告すること。

(様式2)

本工事に従事できると判断した理由 (別紙)

年 月 日

発注者あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札参加資格確認申請書に添付した様式第3号において、本工事に従事できると判断できる理由とした「建設業法施行令第27条第2項による兼務」の内容は下記のとおりです。

記

主任技術者の氏名		
本 工 事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者 (担当課所)	
発注者担当者 (電話番号)		
2 件 の 工 事 の 関 係	1 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容:)	
	2 2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容:)	
※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。		

1 2件の工事現場間の自動車で行く経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事に専任の主任技術者を配置又は配置予定の場合は、主任技術者の本工事への兼務を認めることを当該他工事発注者に事前に確認のうえ、配置予定技術者とする。

(記載例)

配置予定技術者の資格・工事経歴等

会社名 A建設株式会社

1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交 付年月日、交付番号 ・監理技術者講習修了証の 修了年月日、修了証番号	当該技術者を配置予定技 術者として入札参加資格 の確認を申請中の他の秋 田県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機 関、開札予定日	工 事 経 歴 (過去に従事した同種工事の内容等)					
			工事名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度 及び工期 (月数)	従事役職
山王太郎	← 他工事に配置され ている主任技術者 の例							
山王次郎	← 同時期に入札中の 県工事に配置予定 の主任技術者の例	道路舗装工事 由利地域振興局 平成〇年〇月〇日開札						
山王三郎	← 他の工事に配置さ れていない主任 技術者の例							

- 1 技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。
- 2 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。なお、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
- 3 3月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
- 4 記載した技術者について他に入札参加資格確認申請中の秋田県発注工事がある場合は、申請中の工事の名称等を記載すること。
- 5 「工事経歴」欄には、入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。
- 6 複数の工事を記載する場合は、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
- 7 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）を添付すること。

(様式第3号) (つづき)

2 配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している 建設工事の有無	有の場合					本工事(※)に従事できると 判断する理由
		工事名	発注者名	場所 (市町村名)	請負金額 (百万円)	工期 (~)	
山王 太郎	有 無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	50百万円	〇〇~〇〇	建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき兼務(詳細別紙)
山王 次郎	有 無 (入札中)	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	35百万円	〇〇~〇〇	建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき兼務(詳細別紙)
山王 三郎	有 無						

- 1 工期については、年月日を記載すること。
 ※ 本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

3 営業所の専任技術者の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

- 1 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。
 2 担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること(「土」、「建」、「電」、「管」等)。
 3 申請する工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る技術者について記載すること。
 4 営業所の専任技術者を配置予定技術者としている場合は、2の表の「本工事(※)に従事できると判断する理由」欄に対応方針を記載すること。
 (建設業法上、営業所の専任技術者が専任を要する主任技術者等を兼ねることは認められません。)

指名の基準に関する運用基準についての一部改正について

指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監一1781）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成28年5月31日建政-391 一部改正（平成28年6月1日から施行）

指名の基準に関する運用基準についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。</p> <p>（イ） 建設業許可の状況について</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 下請負に付される下請負代金の総額が、<u>4,000万円</u>（建築一式にあつては<u>6,000万円</u>）以上と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。</p> <p>（3） 略</p> <p>（ロ）～（ル） 略</p>	<p>7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。</p> <p>（イ） 建設業許可の状況について</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 下請負に付される下請負代金の総額が、<u>3,000万円以上</u>（建築一式にあつては<u>4,500万円以上</u>）と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。</p> <p>（3） 略</p> <p>（ロ）～（ル） 略</p>

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正について

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日建管-2422）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成28年5月31日建政-391 一部改正（平成28年6月1日から施行）

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第4条関係</p> <p>1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、請負対応額に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 請負対応額が3億円未満である工事</p> <p>① 略</p> <p>② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可（請負対応額が8千万円以上である場合及び元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が4千万円（建築一式工事にあつては6千万円）以上となることが見込まれる場合に要件とするものとする。）</p> <p>③～⑥ 略</p>	<p>第4条関係</p> <p>1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、請負対応額に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 請負対応額が3億円未満である工事</p> <p>① 略</p> <p>② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可（請負対応額が8千万円以上である場合及び元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が3千万円以上（建築一式工事にあつては4千5百万円以上）となることが見込まれる場合に要件とするものとする。）</p> <p>③～⑥ 略</p>

入札参加にあたっての留意事項の一部改正について

入札参加にあたっての留意事項（平成6年3月30日監-1744）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成28年5月31日建政-391 一部改正（平成28年6月1日から施行）

入札参加にあたっての留意事項の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 技術者の適正配置について 建設業法に規定している次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 請負金額が<u>3,500万円</u>（建築一式の場合は<u>7,000万円</u>）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が<u>4,000万円</u>（建築一式の場合は<u>6,000万円</u>）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。</p> <p>2 配置する技術者の資格について 一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) <u>3,500万円以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林</u></p>	<p>1 技術者の適正配置について 建設業法に規定している次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 請負金額が<u>2,500万円</u>（建築一式の場合は<u>5,000万円</u>）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が<u>3,000万円</u>（建築一式の場合は<u>4,500万円</u>）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。</p> <p>2 配置する技術者の資格について 一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) <u>2,500万円以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級若しくは2級の建設機械施工技士又は1級若しくは2級の土木施工管理技士</u></p>

土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。

(2) 8,000万円以上の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）であって、監理技術者資格証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。

(2) 8,000万円以上の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士又は1級土木施工管理技士

工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正について

工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準（平成8年3月27日監-1865）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成28年5月31日建政-391 一部改正（平成28年6月1日から施行）

工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第10条関係</p> <p>1 建設業法第26条第3項の規定による工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くことを規定しており、工事1件の請負金額が<u>3,500万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>7,000万円</u>）以上のものである。</p> <p>2 同条第2項の規定に該当する場合は、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が<u>4,000万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>6,000万円</u>）以上となる工事である。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第10条関係</p> <p>1 建設業法第26条第3項の規定による工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くことを規定しており、工事1件の請負金額が<u>2,500万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>5,000万円</u>）以上のものである。</p> <p>2 同条第2項の規定に該当する場合は、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が<u>3,000万円</u>（当該工事が建築一式工事である場合は<u>4,500万円</u>）以上となる工事である。</p> <p>3～5 略</p>

監理技術者等の工事現場における専任配置等についての一部改正について

監理技術者等の工事現場における専任配置等について（平成16年3月31日建管-3097）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成28年5月31日建政-391 一部改正（平成28年6月1日から施行）

監理技術者等の工事現場における専任配置等についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 建設業法における監理技術者等</p> <p>建設業法においては、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を置かなければならないことになっているが、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が<u>4千万円</u>（建築一式工事の場合は<u>6千万円</u>）以上となる場合には主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならないとされている。</p> <p>2 監理技術者等の専任の考え方</p> <p>一件の請負代金の額が<u>3千5百万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7千万円</u>）以上の建設工事については、監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければならない。</p> <p>専任とは、「他の工事現場の技術者との兼任を認めないこと」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は常時継続的に当該建設現場に配置しなければならない。</p> <p>また、専任の期間については次のとおりとする。</p> <p>1) 元請工事</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあつては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。</p> <p>ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <p>① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機</p>	<p>1 建設業法における監理技術者等</p> <p>建設業法においては、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を置かなければならないことになっているが、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が<u>3千万円</u>（建築一式工事の場合は<u>4千5百万円</u>）以上となる場合には主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならないとされている。</p> <p>2 監理技術者等の専任の考え方</p> <p>一件の請負代金の額が<u>2千5百万円</u>（建築一式工事の場合は<u>5千万円</u>）以上の建設工事については、監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければならない。</p> <p>専任とは、「他の工事現場の技術者との兼任を認めないこと」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は常時継続的に当該建設現場に配置しなければならない。</p> <p>また、専任の期間については次のとおりとする。</p> <p>1) 元請工事</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあつては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。</p> <p>ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <p>① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機</p>

材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)

- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが工事現場への専任は不要）
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。

この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が3千5百万円（建築一式の場合は7千万円）未満のもの、または、専任を要さない建設工事である。

また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において工場製作のみが行われている場合を含めて、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がそれらの製作を一括して管理することができる。

なお、上記③については、発電機、配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般を対象とするものであり、上記④については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないものである。

2) 略

7 営業所における専任の技術者との関係
当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事し

材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)

- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが工事現場への専任は不要）
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要である。

この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が2千5百万円（建築一式の場合は5千万円）未満のもの、または、専任を要さない建設工事である。

また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において工場製作のみが行われている場合を含めて、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がそれらの製作を一括して管理することができる。

2) 略

7 営業所における専任の技術者との関係
当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事し

ながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる。

なお、この場合の建設工事の請負額は3千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）未満の工事に限るものとする。

8 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が4千万円（建築一式工事の場合は6千万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

9 共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が施工する建設工事において、下請契約の合計額が4千万円（建築一式工事の場合は6千万円）以上となる場合は、原則として代表者が、監理技術者を専任で設置しなければならない。また、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置するものとする。

なお、工事内容や規模等によっては、その他の構成員にも監理技術者の設置を求めることができるものとする。

10 密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事

ながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる。

なお、この場合の建設工事の請負額は2千5百万円（建築一式工事の場合は5千万円）未満の工事に限るものとする。

8 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

9 共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が施工する建設工事において、下請契約の合計額が3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上となる場合は、原則として代表者が、監理技術者を専任で設置しなければならない。また、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置するものとする。

なお、工事内容や規模等によっては、その他の構成員にも監理技術者の設置を求めることができるものとする。

10 密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事

を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

なお、これら重複工事に係る下請契約の請負代金の合計額が4千万円（建築一式工事の場合は6千万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、複数工事に係る請負代金の合計額が3千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任のものでなければならない。

(別紙)

設計図書における監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

設計図書（特記仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

1 現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

(1) 現場施工に着手する日が確定している場合は、「契約締結後、年月日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。」と記載する。

(2) 現場施工に着手する日が確定していない場合は、「契約締結始後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機

を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

なお、これら重複工事に係る下請契約の請負代金の合計額が3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、複数工事に係る請負代金の合計額が2千5百万円（建築一式工事の場合は5千万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任のものでなければならない。

(新設)

材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。」と記載する。

2 検査終了後の期間に関する記載方法例

「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付とする。」と記載する。

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについての一部改正について

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（平成23年3月28日建管-2214）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成28年5月31日建政-391 一部改正（平成28年6月1日から施行）

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件までとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ いずれも請負金額が<u>3,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）未満の工事であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。</p>	<p>1 次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件までとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ いずれも請負金額が<u>2,500万円未滿</u>（建築一式工事の場合は<u>5,000万円未滿。</u>）の工事であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。</p>

建設産業における生産システム合理化指導要綱の一部改正について

建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日監一1640）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（平成28年5月31日建政一391 一部改正（平成28年6月1日から施行））

建設産業における生産システム合理化指導要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第5 適正な施工体制の確立</p> <p>(1) 施工体制の把握</p> <p>建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 施工体制台帳</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあつては<u>6,000万円</u>以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては<u>4,000万円</u>以上となるときは、施工体制台帳（様式1又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。</p> <p>なお、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであ</p>	<p>第5 適正な施工体制の確立</p> <p>(1) 施工体制の把握</p> <p>建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 施工体制台帳</p> <p>発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあつては<u>4,500万円</u>以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては<u>3,000万円</u>以上となるときは、施工体制台帳（様式1又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。</p> <p>なお、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであ</p>

ること。
ウ～オ 略
(2)～(4) 略

ること。
ウ～オ 略
(2)～(4) 略